

教員育成土曜学校「ひびきあい塾」 二期生を募集

市教育委員会では、海老名の教育の未来を担う教員育成のため、えびな教員育成土曜学校「ひびきあい塾」の二期生を募集します。

これは、教職を志す方を対象に、土曜日の午前中(月2回程度)研修を実施するものです。今年度は、一期生71人が研修に取り組み、うち12人が4月から正規採用の教員として教壇に立つことになりました。また、現在42人が臨時的任用職員・非常勤職員として、各小・中学校で研修成果を発揮しています。

研修では、市教育委員会の指導主事や市内小・中学校の現役教員などが講師を務め、授業作りのポイント指導や模擬授業を行う「指導法実践研究」、学級作りのための「学級経営実践研修」、問題行動のケースを検討する「児童生徒理解研修」を行います。

また、夏季宿泊研修や学校現場での実践研修(市内小・中学校で

の学習支援ボランティア、研究発表会への参加なども計画しています。

▽応募資格
海老名市立小・中学校の教員を希望し、かつ次の①～③のいずれかに該当する方 ①大



▲一期生の模擬授業の様子

学生(学年不問) ②臨時的任用職員や非常勤職員 ③他の職等にありが教職を志す方 ④受講料無料 ⑤応募方法 4月30日(日)までに、所定の申請書(学校教育課窓口で配布。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、同課へ持参または郵送 ※郵送の場合は当日消印有効 ⑥受講者の決定 ひびきあい塾運営委員会による面接で決定。

8) 学校教育課(☎235・491)

固定資産税評価額 縦覧できます

4月1日(日)から、平成21年度固定資産税の評価額などを記載した、土地・家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます(下表)。

▽期間 4月1日(日)～6月1日(日) (土曜を除く)の開庁時間 ▽場所 資産税課 〓持ち物 運転免許証など本人確認のできるもの。また、代理人の場合は、委任状等(法人の場合は代表者印の押印があるもの)と代理人自身の本人確認ができるもの。 ※縦覧期間中は、納税義務者の方に、自己所有部分の固定資産名寄帳の写しを無料でお渡ししています。

「縦覧制度」とは

固定資産税を納めている方が、自己の所有している土地・家屋の価格について、他の土地や家屋の価格との比較を通じて、その価格が適正かどうかを確認できる制度です。

資産税課(☎235・8596)。

縦覧できるもの	1.市内に土地・家屋両方をお持ちの固定資産税の納税義務者または代理人 ⇒土地・家屋の価格等縦覧帳簿
	2.市内に土地のみをお持ちの固定資産税の納税義務者または代理人 ⇒土地の価格等縦覧帳簿
持ち物	3.市内に家屋のみをお持ちの固定資産税の納税義務者または代理人 ⇒家屋の価格等縦覧帳簿
	◎土地価格等縦覧帳簿…土地の地番・地目・地積・評価額を記載 ◎家屋価格等縦覧帳簿…家屋の所在・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額を記載

4/1(日)～6/1(日)

●えびな教員育成土曜学校「ひびきあい塾」年間研修計画

回	日程	会場	研修名	主な内容
1	5月23日(日)9時～	市役所	開講式	趣旨説明 自己紹介 塾長(教育長)講話
2	5月30日(日)9時～	市内小学校	指導法	指導法実践研修 示範模擬授業
3	6月20日(日)9時～	市内小学校	指導法	指導法実践研修 模擬授業1
4	6月27日(日)9時～	市内小学校	指導法	指導法実践研修 模擬授業2
5	7月11日(日)9時～	市内小学校	指導法	指導法実践研修 模擬授業3 集団面接 個人面接
6	8月22日(日)～23日(日) ※希望参加制	富士ふれあいの森	児童生徒理解 野外教育活動	学級経営に生かす人間関係作り 野外活動研修
7	9月5日(日)9時～	市役所	学級経営	学級経営実践研修 学級経営案の発表
8	10月3日(日)9時～	市役所	児童生徒理解	児童生徒理解講座I(児童生徒指導) 講義
9	10月24日(日)9時～	市役所	児童生徒理解	児童生徒理解講座II(特別支援教育) 講義
10	11月～12月 ※希望参加制	市内小・中学校	学習支援ボランティア	学習支援ボランティア(10日間) 授業研究(1時間)
11	11月7日(日)9時～	市役所	指導法	授業作り 授業分析 効果的な授業展開のポイント
12	11月21日(日)9時～	教育センター	児童生徒理解	講義(特別講師を迎えて)
13	12月5日(日)9時～	教育センター	指導法	情報教育(情報モラル、学習支援ソフト) プラネタリウム
14	1月9日(日)9時～	市役所	人権教育 学級経営	学校における人権教育 年間指導計画に即した学級経営案作成
15	1月～2月 ※希望参加制	市内小・中学校	研究会参加	ひびきあい教育研究発表会参加 校内研究会参加
16	1月30日(日)9時～	市役所	学級経営研修	学級経営実践研修 学級経営案の発表
17	2月20日(日)9時～	市役所	開講式	塾長(教育長)講話 リポート発表

※日程・内容は変更することがあります ※夏休みに実施する、(仮称)えびなっ子サマースクールへの参加も予定しています

「市長への手紙」 ご利用ください

「市長への手紙」は、皆さんの市政に対する質問や意見を市政運営に生かすための制度です。市役所や各コミセン、郵便局などに備え付けの「市長への手紙」が、封書、市ホームページで受け付けています。回答は、原則として文書で郵送しますので、回答を希望する方は、住所・氏名をご記入ください。

いただいた手紙は、広聴相談課で受理後、担当課など、対応をお願いします。

「市長への手紙」は、皆さんの市政に対する質問や意見を市政運営に生かすための制度です。市役所や各コミセン、郵便局などに備え付けの「市長への手紙」が、封書、市ホームページで受け付けています。回答は、原則として文書で郵送しますので、回答を希望する方は、住所・氏名をご記入ください。

どが調査や対応、調整を行い、回答を作成します。回答はすべて市長が確認した上で郵送します(回答まで3週間程度かかります)。

なお、市ホームページでは、各種手続きや事業への質問などを、各担当課にメールで問い合わせをすることができ、ご利用ください。

最近寄せられた手紙

Q1 公園で犬を放し飼いにしている人が多く、子どもが安心して遊ぶことができません。飼い主に注意をしてトラブルになつたこともあり、公園内に「放し飼いの禁止」の表示を増やしたり、犬の立ち入り禁止エリアを設定したりするなど、対応をお願いします。

Q2 太陽エネルギーの活用に向けて、市役所や、これから新築する建造物への太陽エネルギー利用設備の設置を義務化していただきたい。また、既存の建造物にも、数年後までに設置の義務化を検討してください。

A1 公園内の犬の放し飼いは禁止されており、公園巡回等で注意をしています。一部は飼い主の方に理解いただけないのが現状です。今後は、「放し飼いの禁止」の注意看板を増設するとともに、公園マネージャーのための啓発に努めていきます。なお、立ち入り禁止エリアの設定は、公園内を区分することが困難であるため、公園巡回を強化するなど、皆さんが安心して利用できる公園作りを努めていきます。

付加年金制度のご案内 3年目以降 払い込み額より 多く受け取れます

国民年金は、国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入することになっています。この国民年金加入者を対象とした公的年金制度に付加年金があります。付加年金は、昭和45年10月に始まった任意加入の制度で、毎月の国民年金保険料に400円をプラスすることで、将来(65歳から)200円×支払った月数(の付加年金が国民年金に加算されます)。

この制度では、毎年200円×支払った月数(の付加年金)が受け取れます。国民年金に加入している20歳以上60歳未満の配偶者(第3号被保険者)と、国民年金基金の加入者(第1号被保険者)は申し込みできません。

【例】 付加保険料を10年間(120ヵ月)支払った場合
400円 × 120ヵ月 = 48,000円

受け取れる付加年金額
1年目(65歳) 200円 × 120ヵ月 = 24,000円
2年目(66歳) 200円 × 120ヵ月 = 24,000円
★2年目で受け取り金額の合計が
支払い金額と同額になります
3年目(67歳) 200円 × 120ヵ月 = 24,000円
：
毎年受け取れます
※物価スライドによる受け取り額の変更なし

便利です! 「えびなメールサービス」
登録はebn-i@posh.jpあて空メールを送信。
詳しくは、市ホームページまたは情報システム課へ